

平成 2 4 年 第 2 回 朝日町議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 4 年 6 月 2 0 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 4 号）

- 第 1 議案第 3 1 号から議案第 4 2 号まで及び陳情
（委員長報告、質疑、討論、議案採決）
 - 第 2 陳情
（決定）
 - 第 3 議案第 4 3 号から議案第 4 6 号まで
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 第 4 諮問第 2 号
 - 第 5 議員提出議案第 7 号から議員提出議案第 9 号まで
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3 1 号から議案第 4 2 号まで及び陳情
（委員長報告、質疑、討論、議案採決）
 - 日程第 2 陳情
（決定）
 - 日程第 3 議案第 4 3 号から議案第 4 6 号まで
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第 4 諮問第 2 号
 - 日程第 5 議員提出議案第 7 号から議員提出議案第 9 号まで
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 追加日程第 1 閉会中継続審査の件
-

出席議員（10人）

- 1 番 加 藤 好 進 君
- 2 番 水 間 秀 雄 君

3 番	笹 原 靖 直 君
4 番	西 岡 良 則 君
5 番	蓬 澤 博 君
6 番	水 野 仁 士 君
7 番	長 崎 智 子 君
8 番	大 森 憲 平 君
9 番	水 島 一 友 君
10 番	稲 村 功 君

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町	長	脇	四計夫 君
副 町	長	竹 内	寿 実 君
教 育	長	永 井	孝 之 君
まちづくり推進統括監		大 井	幸 司 君
企 画 政 策 室 長		小 杉	嘉 博 君
総 務 課 長		山 崎	富士夫 君
財 務 課 長		大 村	浩 君
住 民 ・ 子 ど も 課 長		数 家	善 継 君
健 康 課 長		清 水	明 夫 君
産 業 課 長		小 川	雅 幸 君
建 設 課 長		坂 口	弘 文 君
会 計 管 理 者		谷 口	宗 次 君
あさひ総合病院事務部長		山 崎	秀 行 君
あさひ総合病院事務部次長		寺 崎	昭 彦 君
在宅介護支援センター所長		宇 田	速 雄 君
消 防 本 部 次 長		谷 口	優 君
消 防 署 長		大 井	康 司 君
教育委員会事務局長		水 島	康 彦 君

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	道	用	慎	一
主			査	吉	田		朗

(午前10時00分)

開議の宣告

- 議長（大森憲平君） ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

- 議長（大森憲平君） 本日の日程は、委員長報告及び委員長報告に対する質疑、討論、表決及び陳情の決定並びに議案第43号 あさひコミュニティホールアゼリアの指定管理者の指定の件、議案第44号 林道災害復旧事業 林道烏帽子山線8号箇所工事請負契約締結に関する件、議案第45号 公共土木施設災害復旧事業 町道湯ノ瀬北又線災害復旧工事請負契約変更に関する件、議案第46号 社会資本整備総合交付金事業 小形ロータリ除雪車購入契約締結に関する件、諮問第2号 人権擁護委員候補者を推薦するため意見を求める件、議員提出議案第7号 緊急事態基本法の早期制定を国に求める意見書、議員提出議案第8号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書、議員提出議案第9号 北朝鮮による拉致被害者を早急に救出するよう求める意見書についてであります。
-

議案第31号から議案第42号まで及び陳情

委員長報告

- 議長（大森憲平君） これより、議案第31号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第2号）から議案第42号 地方自治法第179条による専決処分の件 専決第9号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第1号）までの12議案及び陳情に対する審査結果について各常任委員長の報告を求めます。

報告の順序は、総務産業委員長、民生教育委員長の順で行います。

最初に、総務産業委員長、蓬澤博君。

〔総務産業委員長 蓬澤 博君 登壇〕

- 総務産業委員長（蓬澤 博君） ただいま議長からご指名がございましたので、総務産業委員会の審査報告をいたします。

当委員会は、6月15日及び18日の両日、午前10時から開催し、議会から付託されました

議案第31号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第2号）

議案第32号 平成24年度朝日町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議案第33号 あさひコミュニティホールアゼリア条例制定の件

議案第36号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第3号 平成23年度朝日町一般会計補正予算（第9号）

議案第39号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第6号 平成23年度朝日町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第7号 平成23年度朝日町下水道特別会計補正予算（第2号）

議案第41号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第8号 朝日町税条例一部改正の件

議案第42号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第9号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第1号）

以上、8議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり可決・承認すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

- 1．現在、協議が進められているまちづくりの課題については、解決に向け、必要に応じ

て関係団体も交えて、集中審議の上、早急に結論を出すよう努力されたい。

次に、陳情の審査結果を申し上げます。

今期定例会において、議会から付託されました新規の陳情３件、「『緊急事態基本法の早期制定を国に求める』意見書提出に関する陳情書」「直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める陳情書」「『北朝鮮による拉致被害者を早急に救出するよう求める意見書提出』の陳情書」、それぞれについては願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

また、前回より継続審査になっております陳情１件、「明治記念館泊行在所存続に関する陳情書」につきましては、引き続き継続審査とすべきと決しました。

以上報告申し上げまして、総務産業委員会の審査報告を終わらせていただきます。

○議長（大森憲平君） 次に、民生教育委員長、長崎智子君。

〔民生教育委員長 長崎智子君 登壇〕

○民生教育委員長（長崎智子君） 議長の指名によりまして、民生教育委員会の審査報告をいたします。

当委員会は、６月15日午前10時から及び18日午前10時からの両日開催し、議会から付託されました

議案第31号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第２号）

議案第34号 朝日町印鑑条例一部改正の件

議案第35号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件

議案第36号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第３号 平成23年度朝日町一般会計補正予算（第９号）

議案第37号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第４号 平成23年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

議案第38号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第５号 平成23年度朝日町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

以上、６議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり可決・承認すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

１．あさひ総合病院の運営に関して、去る５月19日に開催された「あさひ」の地域医療を

育てる講演会において、講師の伊関友伸城西大学教授は、これまでの病院任せを脱却し、地域医療を守るために、町民挙げての努力が重要であると述べられており、当委員会としても重要であると受けとめている。

なお、病院の運営改善に向け、次の点について進められたい。

（１）看護学生修学資金貸与制度のより一層のＰＲや制度内容の拡充も検討するなど積極的な看護師確保対策に努められたい。

（２）休診している５階病棟について、施設の有効な活用方法を検討されたい。

以上ご報告申し上げまして、民生教育委員会の審査報告を終わらせていただきます。

質 疑

- 議長（大森憲平君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

順次、発言を許します。

何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討 論

- 議長（大森憲平君） これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

〔発言する声なし〕

- 議長（大森憲平君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって上程案件に対する討論を終結いたします。

議案採決

○議長（大森憲平君） これより、上程されております

議案第31号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第2号）

議案第32号 平成24年度朝日町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議案第33号 あさひコミュニティホールアゼリア条例制定の件

議案第34号 朝日町印鑑条例一部改正の件

議案第35号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件

議案第36号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第3号 平成23年度朝日町一般会計補正予算（第9号）

議案第37号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第4号 平成23年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第38号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第5号 平成23年度朝日町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第6号 平成23年度朝日町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第7号 平成23年度朝日町下水道特別会計補正予算（第2号）

議案第41号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第8号 朝日町税条例一部改正の件

議案第42号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第9号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第1号）

以上、12議案を採決いたします。

お諮りいたします。

上程されております議案第31号から議案第42号までの12議案は、これを一括採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

したがって、上程されております議案第31号から議案第42号までの12議案は、これを一括採決することに決定しました。

お諮りいたします。

議案第31号から議案第42号までの12議案について、それぞれ原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（大森憲平君） 全員起立であります。

よって、議案第31号から議案第42号までの12議案については、それぞれ原案のとおり可決・承認されました。

陳情の決定

- 議長（大森憲平君） 次に、陳情を議題といたします。

今期定例会において常任委員会に付託いたしました陳情３件及び前回から継続審査となっております陳情１件に対する常任委員会での審査の結果は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。

陳情４件について、文書表のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） ご異議がありますので、陳情を分けて採決いたします。

稲村功君。

- １０番（稲村 功君） 私は、「『緊急事態基本法の早期制定を国に求める』意見書提出に関する陳情書」の件に反対であります。

- 議長（大森憲平君） それでは、ご異議のありました「『緊急事態基本法の早期制定を国に求める』意見書提出に関する陳情書」の件について、最初に採決を行います。

「『緊急事態基本法の早期制定を国に求める』意見書提出に関する陳情書」に対して、文書表のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（大森憲平君） 起立多数であります。

よって、「『緊急事態基本法の早期制定を国に求める』意見書提出に関する陳情書」は採択に決定いたしました。

次に、ただいま採決した以外の件について採決いたしたいと思います。

ただいま採決したものを除く陳情３件は、お手元の陳情文書表のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情は文書表のとおり決定いたしました。

継続審査となった案件については、その実態を調査するなど継続して審査を進められるよう所管の委員会に再付託いたします。

陳 情 文 書 表

新規分（３件）

受 理 年月日	付 託 年月日	審 査 年月日	付 託 委員会	件 名	提 出 者	審 査 の 結 果
24 5.15	24 6.13	24 6.18	総務 産業	「緊急事態基本法の早期制定を国に求める」意見書提出に関する陳情書	アジアと日本の平和と安全を守る富山県フォーラム 会長 仲外喜雄	採 択
24 5.16	24 6.13	24 6.18	総務 産業	直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める陳情書	国土交通省管理職ユニオン北陸支部 執行委員長 土肥和広 国土交通労働組合 北陸建設支部黒部分会 分会長 竹谷宏	採 択
24 5.25	24 6.13	24 6.18	総務 産業	「北朝鮮による拉致被害者を早急に救出するよう求める意見書提出」の陳情書	救う会富山 会長代行 濱谷隆平	採 択

継続分（１件）

受 理 年月日	付 託 年月日	審 査 年月日	付 託 委員会	件 名	提 出 者	審 査 の 結 果
24 1.26	24 3.23	24 6.18	総務 産業	明治記念館泊行在所存続に関する陳情書	伊東祐賢氏子孫 伊東祐隆 伊東祐賢氏子孫 伊東千鳥 阿部社中 代表 阿部不二子 あさひガイドグループ 代表 水野瑠美子	継続審査

議案第43号から議案第46号まで

- 議長（大森憲平君） 次に、議案第43号 あさひコミュニティホールアゼリアの指定管理者の指定の件から議案第46号 社会資本整備総合交付金事業 小形ロータリ除雪車購入契約締結に関する件までの4議案について議題といたします。

提案理由説明

- 議長（大森憲平君） 提案理由の説明を求めます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

- 町長（脇四計夫君） 平成24年第2回朝日町議会定例会に追加提案いたしました議案について、その概要を説明申し上げます。

まず初めに、公の施設の指定管理者の指定の件について申し上げます。

議案第43号であります。あさひコミュニティホールアゼリアの指定管理者の指定の件は、7月1日から公の施設として管理・運営を予定しておりますあさひコミュニティホールアゼリアの指定管理者に、現在、施設の管理・運営を行っております朝日商業開発株式会社を指定したいものであります。

当該施設につきましては、町民の皆様の交流の促進や文化の向上、生涯学習の振興施設として、これまで以上に町民の皆様に親しまれる施設となるよう、適切な管理・運営に努めてまいり所存であります。

次に、契約案件について申し上げます。

議案第44号 林道災害復旧事業 林道烏帽子山線8号箇所工事請負契約締結に関する件は、昨年9月の台風15号に伴う豪雨により、林道烏帽子山線で法面崩壊が発生したため通行できなくなっております8号箇所の復旧工事として、小川建設工業株式会社と8,977万5,000円で契約を締結しようとするものであります。

議案第45号 公共土木施設災害復旧事業 町道湯ノ瀬北又線災害復旧工事請負契約変更に関する件は、昨年6月に発生いたしました町道湯ノ瀬北又線の崩落に伴い、同年9月14日付で鹿熊工業株式会社と2,520万円で請負契約を締結し、工事を進めておりましたが、その後、10月に当該現場付近において再び崩落が発生し、被災現場が拡大いたしましたことから、復旧に係る費用を2,506万9,800円増額いたしまして、総額を5,026万9,800円とするとともに、工期を10月26日までに延長したいものであります。

なお、この契約案件につきましては、復旧工事に伴う増工により、契約金額が5,000万円を超えることから、議会の議決を賜りたいものであります。

議案第46号 社会資本整備総合交付金事業 小形ロータリ除雪車購入契約締結に関する件は、同小形ロータリ除雪車の購入について、株式会社ＫＣＭＪ北陸長野営業所と1,107万7,500円で契約を締結しようとするものであります。

小形ロータリ除雪車につきましては、平成2年に購入し、主に歩道除雪に使用してまいりましたが、老朽化が激しく、今回、社会資本整備総合交付金の交付を受け、更新をするものであります。

以上で追加提案いたしました議案の提案理由説明とさせていただきます。

何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大森憲平君） これより、議案の細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時21分）

〔休憩中に、産業課長（小川雅幸君）が議案第43号について、財務課長（大村浩君）が議案第44号から議案第46号までについて細部説明を行う〕

（午前10時25分）

○議長（大森憲平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○議長（大森憲平君） これより、議案第43号から議案第46号までの4議案に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては挙手をするとともに、発言ボタンを押していただきますようお願いいたします。

また、質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切にお願いいたします。

順次、発言を許します。

何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第46号までの4議案については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第46号までの4議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

討 論

- 議長（大森憲平君） これより、議案第43号から議案第46号までの4議案に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって議案第43号から議案第46号までに対する討論を終結いたします。

採 決

- 議長（大森憲平君） これより、上程されております

議案第43号 あさひコミュニティホールアゼリアの指定管理者の指定の件

議案第44号 林道災害復旧事業 林道烏帽子山線8号箇所工事請負契約締結に関する件

議案第45号 公共土木施設災害復旧事業 町道湯ノ瀬北又線災害復旧工事請負契約変更に関する件

議案第46号 社会資本整備総合交付金事業 小形ロータリ除雪車購入契約締結に関する件
以上、4議案について採決いたします。

お諮りいたします。

上程されております議案第43号から議案第46号までの4議案は、これを一括採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

したがって、上程されております議案第43号から議案第46号までの4議案は、これを一括採決することに決定しました。

お諮りいたします。

議案第43号から議案第46号までの4議案について、それぞれ原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（大森憲平君） 全員起立であります。

よって、議案第43号から議案第46号までの4議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

諮問第２号

- 議長（大森憲平君） 次に、諮問第２号 人権擁護委員候補者を推薦するため意見を求める件を議題といたします。

諮問第２号について提案理由の説明を求めます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

- 町長（脇四計夫君） 諮問第２号は、人権擁護委員の候補者を推薦するため意見を求める件であります。

これは、平成24年９月30日をもって任期満了の島端恵津子委員の後任の人権擁護委員の候補者を推薦するため、議会の意見を求める案件であります。

- 議長（大森憲平君） この際、暫時休憩いたします。

（午前１０時３０分）

〔休憩中に、町長（脇四計夫君）が諮問第２号について細部説明を行う〕

（午前１０時３１分）

- 議長（大森憲平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諮問第２号 人権擁護委員候補者を推薦するため意見を求める件について、その候補者の氏名を発表していただきます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

- 町長（脇四計夫君） 人権擁護委員の候補者に、住所 朝日町横尾1166番地、氏名 島端恵津子、生年月日 昭和23年２月５日生まれを推薦したく、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（大森憲平君） 本案件については、事案の性質上、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第２号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

採 決

- 議長（大森憲平君） お諮りいたします。

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者を推薦するため意見を求める件については、本件に対する意見は適当と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第 2 号に対する意見は適当と認めることに決定いたしました。

議員提出議案第7号から議員提出議案第9号まで

- 議長（大森憲平君） 次に、議員提出議案第7号 緊急事態基本法の早期制定を国に求める意見書、議員提出議案第8号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書、議員提出議案第9号 北朝鮮による拉致被害者を早急に救出するよう求める意見書を議題といたします。

提案理由説明

- 議長（大森憲平君） これより、議員提出議案の提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第7号から第9号までについて、蓬澤博君。

〔5番 蓬澤 博君 登壇〕

- 5番（蓬澤 博君） それでは、私のほうから、議員提出議案第7号 緊急事態基本法の早期制定を国に求める意見書から第9号 北朝鮮による拉致被害者を早急に救出するよう求める意見書まで、3件について説明をさせていただきます。

いずれも提出者は、私、蓬澤博であり、賛成者は長崎智子議員であります。

それぞれ提案理由を朗読して説明にかえさせていただきます。

まず1件目、議員提出議案第7号 緊急事態基本法の早期制定を国に求める意見書であります。

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「緊急事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動に様々な支障をきたし、その結果さらに被害が拡大するのである。

また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣

僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

よって、国会及び政府におかれては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。

以上の趣旨から、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、警察庁長官であります。

次に、議員提出議案第8号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書であります。

政府は、一昨年6月22日に「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。「大綱」では「道州制」についての検討も射程に入れていくとしつつ、「『補完性の原則』に基づいて可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体が広く担う」と記載されている中で、本年4月27日の地域主権戦略会議で国の出先機関を地方に移管する基本方針を決め、今国会中の特例法案を目指すこととしている。

しかし「三位一体改革」に見られたように、政府の考えは、国家財政の健全化のためと称する「地方交付税の削減」と「国庫補助負担金の削減」であり、地方財政の困窮や破綻が念頭に置かれていない。

また、未曾有の被害を及ぼした東日本大震災をはじめ、頻発する集中豪雨や土砂災害、大雪による被害に対し、被災者の救出や災害復旧のため、先頭に立つべき地域の建設業は、公共事業予算の削減とともに疲弊し、災害時に出動できる建設業者が不足する事態である。加えて、地方にとって建設業は基幹産業のひとつであることから、建設業が雇用対策ともなっている実態があり、必要かつ不可欠な存在である。こうしたことから、公共事業予算の確保に加え、災害への備えとして建設業の育成及び維持は極めて重要である。

一昨年には、国が建設管理する直轄国道の維持管理費がおよそ20%削減され、道路巡回や法面除草の維持管理レベルが低下している。また、河川管理における維持管理費の削減も、河川災害の危機を高め、広範な住民の生命や財産が危険にさらされる可能性がある。

特に重要な施設を担当する国の公共物管理については、その機能確保等は連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き、国が行うべきである。さらに、緊急的な、災害復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないため、国が行う

ことでより速く確実に対応することが可能である。

よって、政府及び関係機関におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施することとし、国土交通省の北陸地区の地方出先機関（地方整備局、事務所、出張所）を廃止しないこと。

地震・津波・豪雨・豪雪などに対する防災対策を全面的に見直し、支援体制と防災予算を拡充すること。

道路・河川などの公共物管理に必要な維持管理予算を増額し、住民の安全・安心につながる適正な維持管理を実施すること。

地方経済を支えるとともに災害対応の体制強化のため、地元建設業の育成及び経営維持のための適切な措置を講ずること。

以上の趣旨から、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出します。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣、財務大臣、国土交通大臣、北陸地方整備局長であります。

次に、議員提出議案第9号 北朝鮮による拉致被害者を早急に救出するよう求める意見書であります。

平成14年、北朝鮮は拉致を認めて5人の被害者を返したが、その時以降、5人の被害者の家族の帰還以外まったく進展がない状況にある。

北朝鮮の地で、我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと、日本の地で帰りを待つ家族の苦痛も既に10年経過している。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定しているが、それ以外に、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在する。

このことは政府も認めており、平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

北朝鮮が生きている被害者を既に死亡していると言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためであったが、その拉致の責任者である金正日が亡くなった今が、後継者金正恩政権の不安定さからも救出の好機である。今こそ金正恩政権に強い圧力をかけ、

実質的交渉に引き出さなければならない。

また一方で、政権交代に伴う混乱事態が発生し、被害者の安全が脅かされる危険も出てきており、混乱事態に備えた救出作戦の準備を早急に完成させなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ許し難い人権侵害であることは言うまでもない。政府は、今年を勝負の年として、全勢力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するように強く要望する。

以上の趣旨から、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出します。

なお、提出先は、内閣総理大臣であります。

以上の3件につきまして、慎重審議をよろしくお願いいたします。

質 疑

- 議長（大森憲平君） これより、議員提出議案第7号から議員提出議案第9号までについて質疑を行います。

順次、発言を許します。

何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討 論

- 議長（大森憲平君） これより、議員提出議案第7号から議員提出議案第9号までに対する討論を行います。

順次、発言を許します。

稲村功君。

〔10番 稲村 功君 登壇〕

- 10番（稲村 功君） 私は、「『緊急事態基本法の早期制定を国に求める』意見書提出に関する陳情書」に反対するものであります。

なお、断っておきますが、この陳情書、イコール、今回出されました議員提出議案第7号と読みかえて討論の理由を述べます。

この陳情では、東日本大震災のような大規模自然災害時には非常事態宣言を発令し、政府主導で震災救援と復興に対処すべきであると述べております。また、尖閣諸島沖における中

国漁船衝突事件、あるいはロシアの北方領土訪問、北朝鮮の核ミサイル脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産及び安全を脅かす事態が発生していると述べ、憲法には非常事態条項が明記されていない等から、緊急事態基本法が必要としております。

この法案の基本的な問題は、大規模自然災害と安全保障、外交上の有事は緊急事態としてひとくくりにし、同列にできるものではないということであります。

災害対策基本法は、防災対策の責任と権限を市町村長に集中させております。3.11のように市町村の行政機能を喪失する事態を想定しておらず、初動の混乱を招いたことは事実であります。しかし、これは、大規模災害時に指揮命令権が国に一時的に移譲され、一元的な管理ができるように災害対策基本法を見直すことによって対応すべき問題であります。

また、原発は、一たび重大な事故が起これば、取り返しのつかない結果を招くことが明らかになりました。原子力災害に対しては、原子力利用の大綱を定める原子力基本法を抜本的に見直すことが最優先課題であります。

大規模自然災害や人災である原子力災害に対応するには、災害対策基本法や原子力基本法などの個別法の抜本的な見直しをすることが不可欠であります。

また、安全保障上の問題や領土問題は、国連憲章に明記されているように、平和的手段によって、かつ正義及び国際法の原則に従って実現するよう、粘り強く外交的努力を尽くすことが大事であります。

ところで、3党合意の緊急事態基本法は、国民の権利を一時、特例的に制約できるようにするとしており、財産権を初め基本的人権を制約する人権停止法であります。

同法案の考えは、憲法に国家緊急権、非常事態条項を明記する憲法改悪につながることで、また同時に、今緊急浮上しております秘密保全法とあわせ、緊急事態を理由に思想信条の自由、表現の自由を侵害する国家統制の強化につながるおそれがあるものであり、到底賛成できるものではありません。

したがって、私は、議員提出議案第7号に反対するものであります。

○議長（大森憲平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって討論を終結いたします。

採 決

○議長（大森憲平君） これより、議員提出議案第7号 緊急事態基本法の早期制定を国に求

める意見書、議員提出議案第 8 号 直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書、議員提出議案第 9 号 北朝鮮による拉致被害者を早急に救出するよう求める意見書について、採決を行います。

先ほど議員提出議案第 7 号に反対討論がありましたので、議案を分けて採決いたします。

最初に、反対のありました議員提出議案第 7 号について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第 7 号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大森憲平君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決のあったもの以外について採決をいたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第 8 号、議員提出議案第 9 号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（大森憲平君） 全員起立であります。

議員提出議案第 8 号、議員提出議案第 9 号については、原案のとおり可決されました。

日程の追加

- 議長（大森憲平君） 次に、議会運営委員会、総務産業委員会、民生教育委員会、日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会、並行在来線等対策特別委員会、災害対策等特別委員会から、朝日町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付した閉会中の継続審査の申し出一覧表のとおり申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の件は、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

閉会中継続審査の件

- 議長（大森憲平君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査事件の申し出一覧

委 員 会 名	件 名
議 会 運 営 委 員 会	1 議会の運営に関することについて 2 議会の会議規則、委員会条例等に関することについて 3 議長の諮問に関することについて
総 務 産 業 委 員 会	1 行財政改革の推進について 2 定住対策について 3 都市計画事業の促進について 4 農林水産業の振興対策について 5 商工業の振興について 6 観光事業の推進について 7 下水道事業について

	8 災害対策について 9 消防行政の推進について 10 陳情で再付託を受けたもの
民生教育委員会	1 健康増進施策の推進について 2 高齢者等の福祉対策について 3 少子高齢化対策について 4 環境・廃棄物対策について 5 医療対策の推進について 6 病院事業に関することについて 7 学校教育の充実について 8 生涯学習・スポーツの推進について
日本海関東首都圏 連絡道路構想対策 特 別 委 員 会	1 日本海関東首都圏連絡道路構想等の実現について
並行在来線等対策 特 別 委 員 会	1 並行在来線等について
災 害 対 策 等 特 別 委 員 会	1 災害時の復旧・復興、並びに防災等について

○議長（大森憲平君） 以上で今期定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長あいさつ

- 議長（大森憲平君） 次に、町長からあいさつがあります。

脇町長。

- 町長（脇四計夫君） 議員各位には、6月6日から、きょう20日まで、15日間にわたって6月定例会に上程させていただきましたすべての案件について慎重審議を賜りました。そして、全案件につきまして、可決・承認をいただきましたことに感謝を申し上げます。

今議会では、補正予算を初め、条例や専決案件、そして契約案件等についても議決・承認をいただきましたが、議員の皆さんからは、図書館建設、あるいは泊中心市街地の周辺整備・活性化、まちづくりなど、重要案件について数多くの貴重なご意見やご指摘をいただきました。

今議会におきまして、これらのご指摘等を今後の重要課題の施策に取り入れていくために、私としましても、議会と十分審議をしていかなければいけないと考えているところであります。

そのことから、先日、議長及び議運の委員長と協議をいたしました。そして、議会終了後の今月26日に改めて議員協議会を開催していただき、集中的な審議・検討を行うこととさせていただくことになりました。今後とも議会の皆さんとは十分協議を重ねてまいりたいとの考えであります。

終わりになりますが、町政の諸課題が山積している中で、私自身、今後とも住みよい朝日町の実現に向けて、全力で取り組んでまいる所存であります。議員各位を初め町民の皆様方には引き続きご意見やご提案を重ねてお願い申し上げ、6月定例議会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会の宣告

- 議長（大森憲平君） 以上をもって、平成24年第2回朝日町議会定例会における審査は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、長期間にわたり、終始熱心に諸案件の審議に当たられ、かつ議会運営に格段のご協力を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

また、当局におかれましては、誠意をもって答弁に当たられ、まことにありがとうございました。

これをもって、平成24年第2回朝日町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

(午前10時56分)